

平成27年3月25日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成25年(ワ)第236号損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 平成27年1月28日

判 決

原 告

X

同訴訟代理人弁護士

〇〇県 〇〇番地

被 告

Y

同訴訟代理人弁護士

主 文

- 1 被告は、原告に対し、11万円及びこれに対する平成25年7月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを20分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、317万1189円及びこれに対する平成25年7月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が司法書士である被告に対し、訴外株式会社武富士（以下「武富士」という。）等の消費者金融会社に対する過払金の返還請求等の事務処理を委任したところ、被告が事務処理を懈怠している間に、武富士について会社更生手続が開始され、過払金の返還を受けることができなくなるなどして損害を被ったなどとして、①債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求として、

(ア)武富士の過払金の回収不能分から被告の報酬見込額及び会社更生手続による弁済額を控除した残額238万1189円、(イ)慰謝料75万円、(ウ)弁護士費用31万7118円、②委任契約に基づく引渡請求として被告が株式会社ライフ(以下「ライフ」という。)から回収した過払金4万円の総合計の一部請求として、317万1189円及びこれに対する不法行為の後である訴状送達の日(以下「送達の日」という。)の翌日である平成25年7月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 前提となる事実(当事者間に争いがなく、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 訴外 K (以下「亡 K」という。)は平成21年1月9日死亡した。同人の法定相続人は長女である原告(昭和 年 月 日生)及び長男である訴外 N (昭和 年 月 日生、以下「N」という。)である(争いのない事実、甲1)。

Nは、福岡家庭裁判所久留米支部に亡 Kの相続について相続放棄の申述をし(平成21年(家)第337号)、同年11月9日受理された(争いのない事実、甲2、9)。

被告は、 司法書士会 支部に所属し、司法書士法3条2項2号に基づく認定を受けたいわゆる認定司法書士である(争いのない事実)。

(2) 原告と被告は、同年4月10日、原告が被告に債務整理の書類作成及び交渉その他を委任し、被告が受任する契約を締結し、契約書を作成した(以下「本件契約」という。)。同契約書の記載内容のうち本件に係る部分の要旨は以下のとおりである(甲3)。

ア 原告は最低1か月に1度来所又は連絡を自らする。

イ 原告が被告に対して支払う報酬等は次のとおりとする。

着手金は1契約につき3万円とする。

過払になった場合は、過払分の20%を報酬とし、過払金が140万円を

超えた場合は書類作成料として過払金の20%を報酬とする。過払金が140万円を超えた場合は司法書士には代理権がない。報酬は被告の判断により減額することができる。

交通費、通信費、予納金、印紙代、予納切手代、コピー代等の実費は実額とする（基本的に1500円とする）。

原告の事由で追加の提出書類が生じた場合はその都度請求できる。

訴訟手続、訴状作成等に移行する場合には別途費用が発生する。

ウ 原告は被告に対し、上記イの着手金、報酬等を次のとおり支払う。

着手金は委任後1年以内に全額を支払う。

20%の報酬は過払金の振込があった以降1か月以内に支払う。

訴訟希望の場合は2万円を訴状提出前に支払う。印紙及び切手代に充当する。

エ 被告は、原告が上記ウの着手金、報酬等を契約どおりに支払わないときは、次の処置をとることができる。

(ア) 支払があるまで、事件処理に着手せず又はその処理を中断、保留又は取下げ等の処理ができる。

(イ) 事件に関する保管中の書類その他の物は返却しないことができる。

オ 被告は、次のいずれかの事由が生じたときは、その処理を中断、保留、取下げ又は契約解除の処理ができる。この場合、既に事件に着手しているときは、被告は原告に対し着手金の全額を請求し、又は受領済みの着手金を返還しないものとする。

(ア) 原告が前記の着手金、報酬等を約定どおり支払わないとき

(イ) 原告が1か月に1度の連絡、来所を長期にわたり怠ったとき

(3) 原告は被告に対し、本件契約に伴い、①債務整理の手続に関する一切の件、②職権で住民票、戸籍謄本等を請求することについて代理権を付与する旨の委任状を作成した（甲3）。

(4) 武富士は、平成22年9月28日東京地方裁判所に会社更生手続開始を申し立て（同年（ミ）第12号、争いのない事実）、同裁判所は同年10月31日午前10時、武富士について更生手続を開始し、更生管財人として小畑英一（以下「武富士管財人」という。）を選任した（乙19の2）。

2 争点及びそれに関する当事者の主張

(1) 被告の武富士に対する過払金返還請求についての義務違反行為の有無
（原告の主張）

ア 弁護士に引き継ぐべき義務の懈怠

遅くとも平成21年6月5日までは、武富士の過払金が元金190万4735円であることが判明した。これは認定司法書士に認められている代理権の範囲である140万円を超えるものであった。そして、司法書士が他人から囑託された趣旨内容の書類を作成するに留まらず、いかなる趣旨内容の書類を作成すべきかを判断することや、事件の包括的処理に向けて事件内容について専門的判断を加えて他人間の法律関係に立ち入るような行為は非弁行為として許されない。ところが、本件契約は、過払金の金額が140万円以下の場合とそれを超える場合とで事務の内容を区別せず、後者の場合の報酬の名目を書類作成料とするだけである上に、その報酬額が過払金の20%としており不合理に高額である。そうすると、本件契約のうち140万円を超える部分については法令違反・暴利行為であり、公序良俗に反するものであり無効である。よって、被告は、同日の時点で直ちに当該事務を取り扱うことを中止するべきであった。しかも、武富士への過払金返還請求事務を弁護士に引き継ぐよう取りはからうべきであった。ところが、被告は漫然と武富士に対して過払金の返還を請求する書面を送付するなどして武富士との交渉を継続した結果、武富士から過払金の返還を受ける前に武富士が更生手続を開始した。

イ 迅速処理義務の懈怠

被告は迅速に事務を処理すべき義務を怠った結果、武富士から過払金の返還を受ける前に武富士が更生手続を開始した。

これに対し、被告は、原告が被告に対し着手金等を分割して支払う旨の合意（以下「本件分割払合意」という。）があったにもかかわらず、原告が支払わなかったから被告には責任がないと主張するところ、原告が着手金等を支払わなかったことは認めるが、本件分割払合意の存在は否認する。かえって原告と被告との間では、武富士から過払金の返還を受けた後に、その中から着手金等を支払う旨の合意があった。

仮に、本件分割払合意が存在したとしても、司法書士は、依頼者が着手金等の費用を支払えない場合には、法テラス等の公的な援助制度の利用を教示すべきであり、原告が着手金等を支払わなかったことによって被告が責任を免れることはない。

（被告の主張）

ア 弁護士に引き継ぐべき義務の懈怠について

(ア) N の相続放棄の申述が受理されたのは平成21年11月9日であり、同年6月5日時点では未だ原告の相続額が140万円を超えることが確定していなかった。

(イ) 本件契約の140万円を超える部分が無効であることは否認する。

被告は、同年8月7日ころ、原告に対し、武富士に対する訴訟を提起する場合には、請求額が140万円を超えるから、司法書士は訴訟代理行為をすることができず、当事者本人が出廷する必要があること、訴訟書類は被告が作成し、出廷の際には同行すること、相続人が原告とNの二人であるから、どうするか話し合っしてほしいと説明した。これに対し、原告は平成22年1月、原告本人が出廷すると言った。

イ 迅速処理義務の懈怠について

(ア) 本件分割払合意の存在及び原告の懈怠

原告は被告に対し、本件契約に基づく着手金（1社当たり3万円）及び実費（交通費、通信費、予納金、印紙代、予納切手代、コピー代等。1社当たり1500円）の支払債務について、平成21年4月から毎月末日限り1万円ないし2万円に分割して支払う旨合意した（本件分割払合意）。ところが、被告が原告に対し、同年7月13日ころ電話で督促し、同年8月7日ころ被告の事務所において面談して督促し、同年12月暮れころ電話で督促し、平成22年1月、3月～7月にかけても督促したが、原告は支払わなかった。その間、被告は原告から着手金等の支払を受ければいつでも訴訟提起することができるよう準備していた。したがって、仮に、被告が迅速に事務を処理しなかったとしても、被告に責任はない。

(イ) 武富士に対する過払金返還請求訴訟の提起のための着手金、収入印紙代等の支払の懈怠について

被告は原告に対し、平成21年8月7日ころ被告の事務所において面談し、同年10月ころ、同年12月暮れころ、平成22年1月ころ、武富士に対する過払金返還請求訴訟を提起するためには、着手金、収入印紙代等の費用を支払う必要があるし、戸籍関係書類、Nの相続放棄申述受理証明書等も必要であるから持参するよう督促したが、原告はNの相続放棄申述受理証明書と認め印を持参したのみで、着手金等を支払わなかった。したがって、仮に、被告が迅速に事務を処理しなかったとしても、被告に責任はない。

(2) 被告の武富士に関する義務違反行為と損害との因果関係の有無

(原告の主張)

武富士の過払額が判明した平成21年6月5日以降、被告が速やかに過払金返還請求事務を弁護士に引き継ぎ、弁護士が合理的な進め方で訴訟提起を含む過払金の回収に当たっていれば、同年12月5日ころまでには原告は武

富士に対して勝訴判決を得て、平成22年9月28日に更生手続開始申立てがされるまでの間に過払金を回収することが十分に可能であった。よって、武富士に関する損害発生との間に相当因果関係がある。

これに対し、被告は、Nが相続するか否かが決まっていなかったと主張するが、被告が本件契約の当初から相続放棄の手続に関与していたこと、被告が弁護士に引き継いでいれば、相続放棄の手続の処理を含めて手際よく進行させることができたはずであることからすると理由にならない。

(被告の主張)

被告の行為と損害との間に相当因果関係が存在することは否認する。

被告が、Nの相続放棄の申述が受理されたことを知ったのは平成22年1月であり、それから速やかに原告名義の訴状を作成して訴えを提起したとしても、更生手続による配当を受けることは避けられず、過払金全額の回収は不可能であった。

(3) 被告の武富士の更生手続に関する事務処理についての義務違反行為の有無

(原告の主張)

被告は、武富士に更生手続が開始されたことを原告に報告せず、原告の承諾を得ることなく、どこからか入手した「X」姓の印鑑を使用して原告名義の書類を作成して武富士管財人や裁判所に提出するなどした。

(被告の主張)

被告は原告に対し、武富士に更生手続が開始されたことを説明し、原告から更生手続の事務処理をすることの委任を受け、原告から預かった印鑑を押捺して事務処理をした。

(4) ライフに関する事務処理についての義務違反行為の有無

(原告の主張)

被告は、原告の意思を確認することなく、平成23年5月26日、原告の代理人としてライフとの間で過払金の返還について半額以下の金額での和解

契約を締結し、これに基づき、同年7月29日までに4万円を受領したが、これを原告に引き渡さず、報告もしなかった。

(被告の主張)

被告は原告に対し、ライフからの過払金が半分以下になる可能性があることを説明し、原告が承諾したから和解を成立させた。

(5) ポケットカード株式会社（以下「ポケットカード」という。）、株式会社オリエントコーポレーション（以下「オリコ」という。）、株式会社セディナ（以下「セディナ」という。）に対する借入金の債務整理事務についての義務違反の有無

(原告の主張)

被告は、ポケットカード、オリコ、セディナに対する借入金の債務整理事務について何ら処理をせず、報告や説明をしなかった。

(被告の主張)

被告は原告に対し、平成21年7月6日ころ、残債務の支払のために積立をするよう伝えたが、原告は答えず、同年7月13日ころには、支払を保留すると答えた。

6 原告の損害額

(原告の主張)

被告の債務不履行又は不法行為、委任契約に基づく引渡義務の不履行の結果、原告には以下の損害が生じた。

ア 武富士の過払金元金 236万1848円

イ 上記アに対する、原告が被告に対し、 簡易裁判所に民事調停事件を申し立てた日である平成25年5月13日までの過払利息の合計

77万0664円

ウ 控除額 75万1323円

武富士の過払金回収についての報酬見込額である65万7827円及び

武富士の更生手続による第1回弁済額である9万3496円を控除し、残額は238万1189円となる。

エ ライフの過払金引渡未了分 4万0000円

オ 慰謝料 75万0000円

原告は、被告の懈怠、不適切な処理、被告に対する正当な期待を侵害され、原告名義の有印文書を勝手に作成されるという被害に遭い、これらによって精神的苦痛を被った。これを慰謝するには75万円を下らない。

カ ここまでの合計 317万1189円

キ 弁護士費用 31万7118円

ク カ、キの合計 348万8307円

ケ 請求額

上記クの合計額の内317万1189円を一部請求する。

(7) 相殺の可否

(被告の主張)

ア 被告は、原告に対し、着手金請求権を自働債権とし、ライフの和解金4万円の引渡請求権を受働債権として、対当額で相殺する旨の意思表示をした。

イ 上記アが認められないとしても、被告は原告に対し、ライフに関する着手金3万円、実費1500円、報酬8000円、セディナに関する着手金3万円、合計6万9500円の債権を有するから、これを自働債権とし、原告の被告に対するライフの和解金4万円の引渡請求権を受働債権として対当額で相殺する旨の意思表示をする。

(原告の主張)

被告の事務処理は善管注意義務に即したのではなく、委任事務を履行したものといい難いから、被告の原告に対する着手金請求権は存在しないか、消滅した。

ライフに関する事務処理の内容からすると、ライフに関して着手金と報酬の請求権が存在することは否認する。

よって、相殺は無効である。

第3 当裁判所の判断

1 判断の基礎となる事実

前提となる事実及び証拠（掲記の証拠のほか、甲24、乙49、原告・被告各本人）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 被告は、平成16年ころ、原告の自己破産の申立書の作成やNの債務整理手続を受任したことがあった（争いのない事実）。
- (2) 亡Kは、生前、消費者金融、信販会社等を利用していたところ、平成20年7月11日に武富士に対する約定元利金を完済した（争いのない事実、甲4の1）。
- (3) 平成21年1月9日亡Kが死亡し、同年4月9日、原告は被告に電話をかけ、亡Kの借金について相談したいと言い、被告は、原告に、免許証と認め印を持参するように言い、相談日を同年4月10日に指定した（争いのない事実）。
- (4) 原告は、同日、被告の事務所に赴き、オリコ、ライフ、ポケットカードからの請求書等を持参して亡Kの借金について相談した（後記のとおり、被告は同日付けで上記各債権者に対して受任通知を発送しているから、原告からの口頭の聴取のみで受任通知を発送するとは通常考えられず、同日に各債権者の請求書等を原告から受領したと認めるのが相当である。）。

被告は原告に相続放棄についても説明したが、上記の請求書等の内容と武富士からの借入金既に完済されていることから、武富士からの過払金の回収によって、他社の残債務を弁済することができる可能性が高いと判断し、相続放棄の手続を採ることはせず、債務整理をする方向で本件契約の締結に至った（被告本人39頁）。本件契約書には原告が委任者欄に住所を記載し

た上、氏名欄に自署した。

（これに対し、原告は、被告に相続放棄の申述についても相談したところ、被告は原告にすぐに相続放棄するように言い、被告の事務所で、被告の指示で、原告が自らと「N」の相続放棄の申述書（甲15、16）を作成し、同日福岡家庭裁判所久留米支部に相続放棄の申述の申立てをしたと主張し、原告は同日午前10時30分ころ被告の事務所に着くとすぐに上記書類を作成し、原告の申述書の署名欄に原告名を記載し、「N」の申述書の署名欄には原告は署名せず、原告が持参した印鑑を押捺して、すぐに上記裁判所に提出しに行き、再び被告の事務所に戻り、その後、武富士に対する債務を完済したと被告に言ったところ、本件契約書を作成することになったと供述する（原告本人7頁～12頁）。しかしながら、①相続放棄の申述をするかしないかを決めるには、被相続人の積極財産と消極財産の双方を十分に把握した上で検討するのが当然であるにもかかわらず、それらの把握を十分に行わないまま申述書を提出したというのは不合理であること、②裁判所の閉庁時刻間近であったというのであればいざ知らず午前10時30分ころという時間帯に急いで家庭裁判所に申述書を提出しに行き、その後再び被告の事務所に戻って相談を再開するような行動をとる必然性がないこと、③亡「K」が死亡したのは同年1月9日であるから、同年4月10日は既に3か月を経過してしまっており、同日に急いで申述書を提出する必然性がないこと、④まして上記各申述書には「相続の開始を知った日」を同年2月末日又は同年3月初めと記載しているのであるから（甲15、16）、それが真実であれば、同年5月末ころまでに慎重に検討すれば足り、同年4月10日に急いで提出する必要は全くないこと、⑤急いでいるのであれば、被告や被告の事務所の事務員が原告に代わって申述書を活字で作成し、原告には署名押印のみを求めるのが自然というべきであるが、原告自身が全て手書きで記載したというのは不自然であること、⑥原告は被告に「N」の相続放棄の申述についても相談したと

供述するが、相続放棄については原告と「N」との間に明確な利益相反関係があるから、被告が「N」自身に直接に相続放棄の意思を確認することなく、原告からの聴取のみで「N」の相続放棄の申述手続をすることはあり得ないこと、⑦相続放棄の申述が速やかに受理されれば、たとえその後に過払金返還請求権が存在することが判明しても、過払金の返還請求をすることができなくなるから、被告が原告との間で本件契約を締結して過払金返還請求の事務処理に着手したことと相続放棄の手続を受任することとは矛盾するというべきであることからすると、原告の供述は極めて不合理であり信用できない。よって、被告が、原告と「N」から相続放棄の申述手続の委任を受けたり、同手続に関与したりしたと認めることはできない。)

- (5) 被告は、本件契約の履行のためには着手金と実費の支払が必要であるが、それは後日の支払でよいと言った。

(これに対し、原告は金額の説明はなく着手金等については武富士から過払金を回収した後に、それをもって充てるという合意をしたと主張し、原告は「戻ってきてからでいい」「後でいいから」などと言われたと供述する(原告本人12頁, 26頁, 31頁)。しかしながら、①本件契約には「着手金は依頼後1年以内に全額を支払うこと」と定められており(前提となる事実(2)ウ)、過払金の回収は条件とはされていないから、契約内容を変更する場合には、その旨付記するなどして明確にするのが通常であるというべきであるが、何らの処置がされていないこと、②原告の供述も、明確に武富士の過払金の回収後と言われたというものではなく「後でいいから」というものも混在しており、曖昧であること、③原告の主張によれば被告から相続放棄をするよう指示されたというのであるから、被告は原告が債務超過に陥る可能性を考えていたことになるが、それにもかかわらず、過払金の回収後に着手金の支払をすることを許容するとは通常考えられないことからすると、原告の供述は信用できず、その主張は採用できない。)

(他方、被告は、着手金を、同年4月から毎月1万円～2万円支払う旨の本件分割払合意をしたと主張し、毎月1万円ずつ支払う旨の合意をしたと供述する(被告本人8頁)。しかしながら、①本件契約の内容と異なる合意をした場合には、その旨本件契約書に付記するなどして明確にするのが通常であるが、何らの記載がないこと、②分割の方法について、毎月1万円としたのか2万円としたのか明確ではないこと、③本件分割払合意があったにもかかわらず、原告が支払わない場合には、本件契約上、被告は事務を保留するとか契約を解除するとかの処理をすることが可能であったから(前提となる事実(2)エ(ア)、オ)、その処理をするためには、書面をもって支払を請求するなどして客観的な証拠を残しておくのが通常であるというべきであるが、被告は、メールで請求したと言いながら送信画面を保存しておらず、付せんに記入していたと言いながら、第7回弁論準備手続期日の前によく提出したばかりか、当該付せん(乙26～35)には、他の受任事件との混同を防ぐために通常記載するはずの依頼者の氏名さえも記載されておらず、しかもその付せんがどのような状態で何に貼付されていたものを明確に裏付ける客観的な証拠がないことからすると、被告の供述は信用できず、被告の主張は採用できない。)

- (6) 同年4月10日付けで、被告は亡 K の相続人の原告から依頼を受けたとして、オリコ、ライフ、ポケットカード及び武富士に対し受任通知をするとともに、取引履歴の開示を求めた(争いのない事実、乙23)。

同年4月14日付けで、ライフから取引履歴が開示された(甲4の2、乙1の1～3)。被告がそれを利息制限法の制限利率で引直し計算した上、過払利息を加算した結果、9万0116円の過払があるとして、同年4月20日付けでライフに対して返還請求した(乙2の1・2)。

(これに対し、被告は同年4月20日ライフから取引履歴が開示され、同日原告に対し、立替金が1320円、過払金が8万円を超えること、示談する

と減額されることを説明し、原告は和解交渉に入っていたと言ったと主張し、乙26の付せんを証拠として提出する。しかしながら、①ライフの取引履歴は同年4月14日付けで開示されており、それが被告の事務所に到達するまでに6日間も要するとは通常考えられないこと、②被告は当初同日ころライフから取引履歴が開示されたと主張していたところ、乙26の提出とともに同年4月20日ころと主張を変更したこと、③被告の主張によれば同日に取引履歴の開示を受け、同日中にライフに対して過払金の返還請求をしたことになるが、過払金の返還請求事件を100件以上も同時並行して処理していると自認する被告の事務所において、そのような速やかな処理をすることができるとは考え難いことに照らし、乙26の付せんが本件と関連すると認めることはできず、被告の主張は採用できない。))

同年5月11日ころ、ポケットカードから利息制限法の制限利率で引直し計算した結果、残債務が6万1578円である旨の回答がされた(甲4の4, 乙3)。

同日ころ、オリコから同じく残債務が11万6252円である旨の回答がされた(甲4の3, 乙5の1・2)。

同年5月20日ころ、武富士から取引履歴の開示がされた(甲4の1, 乙6の1~乙8の2)。

- (7) 同年6月上旬ころ、被告は原告に対し、電話で武富士の過払金の金額が200万円を超えることと他社の残債務の金額を知らせた(争いのない事実, 原告本人14頁)。

(被告は、取引履歴が開示される都度、原告に報告したと主張し、乙27, 28の付せんを提出するとともに、これに沿う供述をするが、上記(5)のとおり、これらの付せんとは本件との関連性及び信用性について疑問があり、他に被告の主張を裏付ける的確な証拠はないから、被告の主張は採用できない。)

(被告は、同年6月上旬と同年8月7日ころ、原告に対し、武富士について過払金が200万円を超えること、訴訟を提起した方が速く解決金額も有利になる可能性が高いことを説明し、請求金額が140万円を超えるので、司法書士が代理して訴訟提起をすることはできず、原告本人が出廷する必要があること、Nと話しあうて欲しいと説明したと主張するが、同年10月8日時点において原告と被告との間で訴訟追行の方法について協議した形跡がないこと(甲17)からすると、同年6月や8月時点で訴訟提起についての説明がされたと認めることはできない。)

- (8) 同年6月5日付けで、被告は武富士に対し242万7705円の過払金の返還請求をした(乙9)。
- (9) 原告は被告に対し、セディナに関する債務整理等を追加で委任し、被告は、同年6月8日付けでセディナに受任通知をするとともに、取引履歴の開示を求めた(争いのない事実、乙10)。
- (10) (被告は、同年7月13日ころ、原告に対し電話で着手金の支払を督促したところ、原告はしばらく待ってほしいと言ったと主張し、付せん(乙31)を証拠として提出する。しかしながら、①同付せんには「先生が本人に確認、支払はしばらく待ってほしいとのこと」と記載されており、被告は被告の事務所の事務員が記載したと主張するところ、被告本人が原告に直接確認したのであれば、被告自身が原告の事件ファイル等に原告の回答内容を記載してしかるべきであるが、直接に電話で話していない事務員が記載するのは不自然であること、②上記(5)のとおり、付せんを信用することができないことからすると、被告の主張は採用できないというべきである。)
- (11) 同年7月28日付けで、セディナから被告に対し、取引履歴の開示に2か月半程度欲しいとの文書が届いた(乙13)。

同年8月6日ころ、セディナが被告に対し、亡Kの残債務が6148円であることを知らせる通知をした(甲4の5、乙14)。(被告は、同年

8月10日ころ、セディナから開示があり、原告に連絡したと主張し、乙33の付せんを提出するが、乙33の提出とともに開示を受けた日を同年8月6日ころから10日ころと主張を変更したこと、上記(5)のとおり、付せんを信用することができないことからすると、被告の主張を採用することはできない。))

(12) 同年9月14日付けで、セディナが被告に対し、旧OMCに関する入金データを保存していないので開示できないと通知した(争いのない事実、乙15)。(被告は、同年9月25日にセディナから通知を受け、原告に連絡したと主張して、乙34の付せんを提出するが、14日付けの文書が25日に到着するというのは不自然であるし、上記(5)のとおり、付せんに対する信用性が低いことから、被告の主張は採用できない。)

(13) 同年10月8日、被告は原告に対し、電話で武富士の過払金の金額、武富士が半分以下の金額について毎月2万円以下で分割払することを提案していること、武富士の担当者から同年10月15日まで待つてほしいと言われたこと、ライフに対する過払金と他の3社に対する残債務の金額を連絡した(争いのない事実、甲17、乙25、原告本人14頁)。

(14) その後、被告は原告に対し、亡 K の相続について、原告のみが単独相続するのか、N と共同相続するのか、N と協議して、相続放棄の申述をどうするか検討するよう指示した。その結果、同年11月9日、N について相続放棄の申述が受理され(甲9)、原告は相続放棄の申述を取り下げた。

同年12月暮れころ、被告が原告に電話し、N との話合はどうなったかと聞くと、原告はN の相続放棄が終わったと回答した。そこで、被告は原告にN の相続放棄申述受理証明書を持参するよう指示した。

(15) 平成22年1月、被告の事務所にN の相続放棄申述受理に関する家庭裁判所発行の書類が届けられた。

そのころ、被告は原告に電話し、武富士に対する過払金が140万円を超えるので、過払金返還請求訴訟を提起するには、司法書士の訴訟代理は認められず、原告が出廷する必要があると説明したところ、原告が出廷すると答えたことから、武富士の着手金、印紙等を支払うよう求めた。（これに対し、原告はこれを否認するが、その後、被告が同年2月9日に「法務局」支局から武富士の商業登記簿の現在事項全部証明書（乙18）を取得して、同年付けの訴状の原案（乙16の1）を作成していることが認められるから、被告が訴訟提起の方向で準備を進めたと認めるのが相当である。そして、原告が地方裁判所の口頭弁論期日に出廷しないと手続が進行しないのであるから、被告が原告の事前の了解をとらずに訴訟提起の手続を進めるとは通常考えられず、被告は原告に事前に確認したと認めるのが相当である。）。

(16) 同年3月11日～7月2日の間に、被告は亡「K」の相続関係の戸籍謄本等を取得した（甲33）。

(17) 原告は被告に対し着手金等を全く支払わなかった。

（被告は、原告に対して着手金等を支払うよう督促していたと主張し、それに沿う供述をするが、①被告自身頻繁に督促していたわけではないと認めていること（被告本人）、②後記(25)のメールにおいて、被告が「全て立て替えていたので、言っただいてからとっていました。」と送信していることが認められるところ、真に複数回にわたって督促をしていたのであれば、「従前からお願いしていた」とか「従前からお知らせしていたとおり」などの文面が現れてしかるべきであるが、それが全くなく、かえって「言っただいてからとっていました」というのは、それ以前には請求していなかったことを前提としているといわざるを得ないことから、被告の主張は採用できない。）

（被告は、平成22年に、原告に対し、小口の借金を支払うよう言ったと主

張するが、これを裏付ける証拠はない。)

- (18) 同年9月28日、武富士が会社更生手続を申し立てた。

同年10月31日午前10時、東京地方裁判所は武富士について会社更生法による更生手続を開始し、管財人として小畑英一弁護士を選任し、更生債権等の届出期間を平成23年2月28日までと定めるなどの決定をし、平成22年10月31日付けで被告に通知書を送付した(乙19の2)。

被告は、3社に対する残債務を武富士からの過払金によって弁済することを見込んでいたが、それができなくなった(争いのない事実)。

被告は、原告に対し、武富士が更生手続の申立てをしたことを報告し、その後の手続も取り扱うことになった。(これに対し、原告は被告から報告を受けたことを否認するが、後記(25)のメールの送受信の際に、被告が「僅かですが戻る予定です」と送信したのに対して、原告が「200万円を超える金額ではなかったのか、なぜ僅かなのか」などと問いただす返信をしておらず、「戻ってくるんですか、助かります」と返信したとしていること(甲14)からすると、原告はこのメールの送受信の時点において、武富士から過払金を回収することは困難であると分かっていたと認めるのが相当である。そうすると、原告は被告に対し更生手続に対する委任もしていたと認めるのが相当である。)

- (19) 平成23年2月22日、被告は武富士に対する債権届出書を作成して、X姓の印鑑を押印して郵送した(甲6、乙20の2)。

(被告は原告から預かった印鑑1本を使用したと主張するが、被告が武富士の更生手続に使用した印鑑は、少なくとも2種類(甲8、甲10)あることが認められるから、少なくとも、被告が原告とは全く関係のない1本の印鑑を使用していたと認めるのが相当である。)

- (20) 同年5月17日、被告が原告に対し、Nの相続放棄受理証明書を持ってきてくれるよう依頼したが、原告が対応しなかったため、被告がNの相続

放棄受理証明書の交付申請をし、同日付けの証明書の交付を受けた（争いのない事実、甲8、9）。

(21) 同年5月26日、原告の代理人である被告とライフとの間で、ライフが原告に4万円を同年7月29日限り支払う等の内容の和解が成立した（甲7、乙21）。（これに対し、原告は被告が無断で和解を成立させたと主張するが、武富士からの過払金の回収が困難になっていたのであるから、ライフからはできるだけ満額に近い金額を回収するように努めるはずであるが、9万0116円の請求に対して2分の1以下の4万円で和解を成立させるに当たって、原告の同意を得ないで被告の独断で行うとは考え難く、原告の同意をとったと認めるのが相当である。）

(22) 同年6月11日、被告は、上記(20)の受理証明書を添付して、東京地方裁判所に同年6月9日付け更生債権等査定申立書（甲10）を提出した（甲33の3頁）。同書面には、被告の携帯電話番号と被告事務所のファックス番号を記載した（争いのない事実）。

武富士管財人は原告の更生債権に対して否認していたが、その後撤回し（甲12）、同年7月22日付けで、被告に対し、「一般更生債権弁済計画表（過払債権）の抄本について」と題する書面を送付し、確定債権額が283万3184円、第1回弁済額が9万3496円とされた（甲5）。

(23) 同年7月29日までにライフとの和解金4万円が支払われた。

(24) 同年10月31日、武富士について更生計画認可決定がされ、平成24年7月ころ、武富士管財人は被告に対し、第1回弁済額の弁済受領口座の指定を求めた（甲11）。

(25) 同年7月5日、被告は原告にメールで「振込口座を教えてください。武富士分を振り込みます。」と送信した。原告が口座番号をメールで知らせると、被告は「僅かですが戻る予定です」と原告に返信した。原告が明細書の送付を求めると、被告は「私の請求書ですね。わかりました。送ります。」「良

かったです。全て立て替えていたので、言っていただけてからと
思っていました。ありがとうございます。」などとメールを送信した。
(以上、甲13, 14)

(26) 同年7月10日過ぎころ、被告は武富士管財人へ原告の弁済受領口座指定書を送付した(甲11)。

(27) 同年7月17日付けで原告代理人が被告に対し、受任通知(乙22の1・2)を送付し、同月18日付けで委任契約の解除・解任通知(甲34の1・2)を送付した。

(28) 同年8月31日、武富士管財人から原告の口座へ第1回弁済額として9万3496円が振り込まれた。

(29) 平成25年3月11日付けで、東京地方裁判所は、原告名で申し立てられた更生債権査定申立てに対する却下決定をした(甲12)。

2 争点(1)(被告の武富士に対する過払金返還請求についての義務違反行為の有無)について

(1) 弁護士に引き継ぐべき義務の懈怠について

原告は、平成21年6月5日時点で武富士の過払金が140万円を超えると判明したから、被告は直ちに事務の取扱いを中止するべきであったと主張する。

しかしながら、同日時点においては、未だNの相続放棄の申述が受理されておらず、Nが2分の1を相続する可能性が残されており、同年11月9日によりやうく受理されたのであるから(上記1(4))、同日時点でよりやうく原告が単独相続することが確定したことになる。その上、被告が原告とNの相続放棄の申述手続に関与していたと認めることができないことは上記1(4)で認定説示したとおりであるから、Nの相続放棄の申述の手続に関する帰趨は被告にとっては不分明であったというべきである。

そうすると、同年6月5日時点においては、未だ原告が武富士に対して1

40万円を超える過払金返還請求をすると確定したとはいえないから、原告が直ちに事務の取扱を中止するべきであったと認めることはできない。よって、その余について判断するまでもなく、原告の主張は採用できない。

(2) 迅速処理事務の懈怠について

原告は、被告が迅速に事務を処理すべき義務を怠った結果、武富士から過払金の返還を受ける前に武富士が更生手続を開始したと主張する。

上記1の認定事実によれば、被告は平成21年12月暮れころにNの相続放棄の申述が受理されたことを知り（上記1(14)）、平成22年1月に相続放棄申述受理に関する家庭裁判所発行の書類を受領して、受理されたことを確認したのであるから（上記1(15)）、その後速やかに武富士に対する過払金返還請求事務の処理方針を確定する義務があったというべきである。

これに対し、被告は、本件分割払合意が存在したが原告が支払を怠ったと主張するが、本件分割払合意の存在を認めることができないこと（上記1(5)）、被告が原告に対して複数回にわたって督促したと認めることができないこと（上記1(17)）は上記1で認定説示したとおりである。

また、被告は、原告が武富士に対する過払金返還請求訴訟の提起のための着手金等の支払を懈怠したと主張するところ、同年1月ころ請求したことは認められるものの（上記1(15)）、その後、支払の督促、手続を保留する旨の通知や契約解除の通知、弁護士への引継等の手続を何ら執らないまま約8か月が経過して、武富士が更生手続開始の申立てに至ったことからすると（上記1(18)）、その間の手続の懈怠について被告に責任がないということはない。

3 争点(2)（被告の武富士に関する義務違反行為と損害との因果関係の有無）について

原告は、平成21年6月5日以降速やかに弁護士に引き継いで訴訟提起に至っていれば、武富士の更生手続開始申立てまでの間に過払金を回収することが

可能であったと主張する。

しかしながら、①原告が武富士に対する過払金返還請求権を全額相続することが確定したのは同年11月であり、被告がそれを知ったのは同年12月暮れころであり、直ちに原告に対し相続放棄申述受理に関する家庭裁判所の書類の提出を指示したが、それを受領したのは平成22年1月であったこと（上記1(14)(15)）、②被告がNの相続放棄申述手続きに関与していると認められないこと（上記1(4)）からすると、被告が同月まで時間を費やしたことについては被告に責任はないというべきである。

そして、その後、被告が弁護士に事務処理を引き継いだとしても、別件の訴訟進行の経過（乙36の1～乙48）に照らすと、武富士の更生手続開始申立てまでの約8か月の間に過払金を全額回収することができたと断定することはできないというべきである。

よって、原告の同年1月以降の事務懈怠と武富士から過払金を回収することができなかったこととの間に相当因果関係があるということとはできない。

4 争点(3)（被告の武富士の更生手続に関する事務処理についての義務違反行為の有無）について

原告は、被告が原告に武富士に更生手続が開始したことを報告せず、原告に無断で原告のものではない印鑑を押捺して手続をしたと主張する。

しかしながら、被告が原告に報告していたと認め得ることは上記1(18)で認定説示したとおりであり、原告の主張は採用できない。

なお、被告がX姓の印鑑を少なくとも2個使用していたことは上記1(19)で認定説示したとおりであり、この点の事務処理は不適切であったというべきである。

5 争点(4)（ライフに関する事務処理についての義務違反行為の有無）について

被告が原告の同意を得てライフとの間で和解を成立させたことは上記1(21)で認定説示したとおりであり、原告の主張は採用できない。

もともと、被告がライフから受領した4万円について原告に引き渡さず、報告もしなかったことは義務違反があると認めるのが相当である。

これに対し、被告は原告が着手金等を支払わなかったと主張するが、本件分割払合意の存在が認められず（上記1(5)）、しかも、被告が原告に対し着手金等の支払を請求したと認めることができないこと（上記1(17)）からすると、被告が上記の4万円を原告に引き渡さなかったことについて責任を免れることはできない。

6 争点(5)（ポケットカード、オリコ、セディナに対する借入金の債務整理事務についての義務違反の有無）について

被告が原告に対し、上記借入金について残額の報告をしたことは認められるものの（上記1(7)、(13)）、債権者との間で弁済方法等について協議したり、原告に対して具体的に指示をしたりしたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

よって、義務違反があったと認めるのが相当である。

7 争点(7)（相殺の可否）について

(1) 被告は、原告に対し、本件訴訟外で、着手金請求権を自働債権とし、ライフの和解金4万円の引渡請求権を受働債権として、対当額で相殺する旨の意思表示をしたと主張するが、具体的な年月日を特定しておらず、主張自体失当である。

(2) 被告は原告に対し、ライフに関する着手金3万円、実費1500円、報酬8000円、セディナに関する着手金3万円、合計6万9500円の債権を有すると主張する。

この内、ライフに関する着手金3万円と実費1500円、セディナに関する着手金3万円は、本件契約後1年以内に支払うべきものであるから（前提となる事実(2)ウ）、支払義務があるというべきであるが、ライフの報酬については委任事務終了後に支払期が到来するところ（民法648条2項本文）、被告はライフからの過払金を原告に引き渡していないから、未だ報酬を請求

できないというべきである。

よって、6万1500円の限度で理由がある。

これに対し、原告は着手金請求権は存在しないか消滅したと主張するが、採用できない。

被告は、平成27年1月28日の第3回口頭弁論期日に、上記請求権を自働債権とし、原告の被告に対するライフの和解金4万円の引渡請求権を受働債権として対当額で相殺する旨の意思表示をしたから、原告の被告に対する4万円の引渡請求権は消滅した。

8 争点(6) (原告の損害額) について

(1) 武富士の過払金元金及び過払利息

上記3のとおり相当因果関係がないから認められない。

(2) ライフの過払金引渡未了分

4万円を認めることができるが(上記5)、上記7のとおり相殺により消滅した。

(3) 慰謝料

原告は、被告の義務違反行為(上記2(2)、4の印鑑の使用、5、6)によって精神的苦痛を被ったと認めることができる。これを慰謝するには10万円が相当である。

(4) 弁護士費用

原告は本件について弁護士に委任したところ、本件と相当因果関係のある弁護士費用として、上記ウの金額の10%である1万円が相当である。

(5) 合計 11万円

9 結論

以上によれば、被告の義務違反行為について債務不履行及び不法行為が成立するというべきであるから、それによって原告に生じた損害11万円及びこれに対する訴状送達の日(平成25年7月11日)の翌日である平成25年7月11日から支払済みまで年

5分の割合による遅延損害金の限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却することとする。なお、仮執行宣言は相当ではないから、これを付さないこととする。

福岡地方裁判所久留米支部

裁判官 A